

監査結果に係る措置通知書

環 境 局	
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
<p>5 資産の管理について</p> <p>(3) 指摘事項（台帳及び残高明細の正確性の担保）</p> <p>調査の結果、金額的には少額であるものの、有形固定資産で6件（簿価155千円）、差入保証金で1件（簿価100千円）、投資等（公社で保有する自動車のリサイクル預託金）で15件（簿価107千円）の過年度からの除却処理漏れ等が生じていた。今後、少なくとも期末において、現物の棚卸し等を実施して台帳および残高明細の正確性を担保すべきである。</p>	<p>平成20年3月期決算において、過年度からの除却処理漏れ等については、有形固定資産の除却損を特別損失として、社団法人宮城県トラック協会への差入保証金を営業費用中、諸会費として計上処理した。今後も期末において、現物の棚卸し等を実施して台帳及び残高明細の正確性を担保することとした。</p>